

かおくやみハンドブック

ご遺族の方へ手続のご案内



このたびのご親族様のご不幸、謹んでお悔み申し上げます。 身近な人が亡くなられた後の手続は、お亡くなりになった方に よって異なります。

このハンドブックは、身近な人が亡くなられた後の主な手続に ついてご説明していますので、どうぞご利用ください。

また、野田市では、市役所で行っていただく主な手続を「おくやみコーナー」において、安心して行っていただけるようサポートを行っています。

【野田市おくやみコーナー】

電話: 04-7199-4930

野田市 noda city

注

意

おくやみコーナーご案内

◇書類の作成をお手伝いします

予約時に、亡くなった方が生前に受けていた行政サービスなどをあらかじめお伺いし、その情報に 基づき申請書などの作成支援を行います。

- ※来庁いただく方の続柄によっては手続できないものもございますので、あらかじめご了承ください。
- ◇必要な手続をまとめて受付できます

担当窓口へ移動する必要がなく、ワンストップで手続ができます。

※申請内容によって、担当窓口へご移動いただく場合があります。

おくやみコーナーの予約受付

◆電話番号 <u>04-7199-4930</u>

野田市役所 市民課 おくやみコーナー

- ◇予約受付時間 午前9時から午後5時まで ※土・日・祝・年末年始を除く
- ◇予約件数 1日 4件

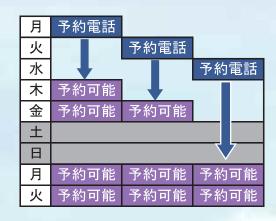
[予約時間] ①午前9時~

- ②午後 10 時 30 分~
- ③午後1時30分~
- 4午後3時~
- ※ご利用日の3開庁日前までにご予約ください。
- ◇場所 野田市役所低層棟1F 市民相談室





◇予約について



野田市 おくやみ

検索

詳細は野田市ホームページ をご覧ください

※おくやみコーナーを利用せず、直接各担当窓口に行って手続していただくことも可能です。

※次ページに主な持ち物を記載しています。詳細な持ち物は個々の状況によって異なりますので、当冊子に記載の個々の手続をご参照ください。※ウェブやスマホで、簡単な質問に答えるだけで市役所内で必要な手続きが確認できる「全国自治体おくやみ手続きナビ」を活用ください。(P3参照)

各種手続に必要となる主な持ち物

身近な人が亡くなられた後の手続に必要となる主な持ち物をご紹介します。

以下の持ち物のうち、該当するものがあれば、ご持参ください。「4. 市役所や公的機関で行う手続」 (p.9~)をご覧いただきますと、より具体的にご確認いただくことができます。

	ご遺族のもの(主なもの)				
	おくやみハンドブック 冊子				
	認印(届出人、相続人代表(※欄外参照))				
	お越しいただく方の本人確認書類 ・写真付きのもの ※マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、身体障害者手帳 など ・写真付きのものが無い場合、下記から2点 ※健康保険証、介護保険被保険者証、年金手帳、預貯金通帳、社員証 など氏名が確認できるもの				
	預貯金通帳(相続人代表、喪主) ※亡くなった方が国民健康保険・後期高齢者医療加入者であった場合は、『葬祭の領収書または会葬礼状等』をご用意いただければ葬祭費請求の手続ができます。				
	税金の引き落としなどの口座を変更する場合は、新たに引き落としする口座の 預貯金通帳と銀行印				
	亡くなった方との関係が確認できる書類 (戸籍謄本 など) ※お越しいただく方が相続人代表や喪主でない場合は、『相続人代表・喪主から届出人への委任状』が必要です。				
ナノセ ナキのもの(テセナの)					
	亡くなった方のもの(主なもの)				
	亡くなった方のもの(主なもの) 印鑑登録証				
	印鑑登録証				
	印鑑登録証 パスポート、運転免許証 国民健康保険被保険者証、後期高齢者医療被保険者証 ※国民健康保険の世帯主がお亡くなりになった場合で、同じ世帯の中に国民健康保険加入者がいらっしゃる場合は、 加入者全員の国民健康保険被保険者証				
	印鑑登録証 パスポート、運転免許証 国民健康保険被保険者証、後期高齢者医療被保険者証 ※国民健康保険の世帯主がお亡くなりになった場合で、同じ世帯の中に国民健康保険加入者がいらっしゃる場合は、加入者全員の国民健康保険被保険者証 ※亡くなった方の各種認定証 (限度額適用認定証、特定疾病療養受療証 など)				
	印鑑登録証 パスポート、運転免許証 国民健康保険被保険者証、後期高齢者医療被保険者証 ※国民健康保険の世帯主がお亡くなりになった場合で、同じ世帯の中に国民健康保険加入者がいらっしゃる場合は、加入者全員の国民健康保険被保険者証 ※亡くなった方の各種認定証 (限度額適用認定証、特定疾病療養受療証 など) 年金手帳または年金証書(国民年金加入者または年金受給者)				
	印鑑登録証 パスポート、運転免許証 国民健康保険被保険者証、後期高齢者医療被保険者証 ※国民健康保険の世帯主がお亡くなりになった場合で、同じ世帯の中に国民健康保険加入者がいらっしゃる場合は、加入者全員の国民健康保険被保険者証 ※亡くなった方の各種認定証 (限度額適用認定証、特定疾病療養受療証 など) 年金手帳または年金証書(国民年金加入者または年金受給者) 介護保険被保険者証 など				
	印鑑登録証 パスポート、運転免許証 国民健康保険被保険者証、後期高齢者医療被保険者証 ※国民健康保険の世帯主がお亡くなりになった場合で、同じ世帯の中に国民健康保険加入者がいらっしゃる場合は、加入者全員の国民健康保険被保険者証 ※亡くなった方の各種認定証 (限度額適用認定証、特定疾病療養受療証 など) 年金手帳または年金証書(国民年金加入者または年金受給者) 介護保険被保険者証 など 障害者手帳、受給券、受給者証 など				
	印鑑登録証 パスポート、運転免許証 国民健康保険被保険者証、後期高齢者医療被保険者証 ※国民健康保険の世帯主がお亡くなりになった場合で、同じ世帯の中に国民健康保険加入者がいらっしゃる場合は、加入者全員の国民健康保険被保険者証 ※亡くなった方の各種認定証 (限度額適用認定証、特定疾病療養受療証 など) 年金手帳または年金証書(国民年金加入者または年金受給者) 介護保険被保険者証 など 障害者手帳、受給券、受給者証 など 福祉タクシー利用資格者証、助成券				

【相続人代表】 について

相続人代表とは、各種手続について相続人を代表していただく方のことです。 所有権や相続割合を決めるものではありません。

もく		
1	手続チェックシート	p.3
2	身近な人が亡くなった後の手続などの一般的な流れ(目安)	p.5
3	死亡届について	p.7
4	市役所や公的機関で行う手続	p.9
5	野田市の各種無料相談	p.25
ć	亡くなられた方の戸籍について	p.26
7	亡くなられた方の除かれた住民票(除票)について	p.28
8	法定相続情報証明制度について	p.29
C	その他の主な手続/チェックリスト/ご遺族メモ	p.30
1	野田市斎場・野田市関宿斎場について	p.39
1	郵便による戸籍の請求方法	p.42
1	委任状	p.46

手続チェックシート ✓点がついた項目は該当ページで確認して下さい。



※ウェブやスマホで、簡単な質問に答えるだけで市役所内で必要な手続きが確認できる「全国自治体おくやみ手続きナビ」も活用くだ https://www.okuyaminavi.net/municipalities/12208

区分	亡くなった方についての聞き取り事項	該当ページ	該当 チェック
	世帯主でしたか?	p.9 ①	
	マイナンバーカード、住民基本台帳カードをお持ちでしたか?	p.9 ②	
住民登録	亡くなった方は外国籍の方でしたか?	p.10 ③	
	亡くなった方の配偶者は外国籍の方ですか?	p.10 ④	
	印鑑登録をしていましたか?	p.10 ⑤	
+ 	年金を受給していましたか?	p.11 @7	
年金	年金に加入していましたか?	p.11 @7	
	農業者年金を受給していましたか?	p.11 ®	
健康保険	国民健康保険に加入していましたか?	p.12 9 10	
健康体快	後期高齢医療制度に加入していましたか?	p.12 1112	
	介護保険被保険者証などをお持ちでしたか?	p.13 13	
介護保険	高額介護サービス費などを受給していましたか?	p.13 (4)	
	口座名義は亡くなった方のものでしたか?	p.13 (14)	
	徘徊高齢者家族支援サービス(GPS)を利用していましたか?	p.13 15	
	訪問理容サービスを利用していましたか?	p.13 16	
高齢者	緊急通報システムを利用していましたか?	p.14 17	
	介護用品(紙おむつなど)を受給していましたか?	p.14 ®	
	福祉タクシーを利用していましたか?	p.14 19	
高齢者	緊急通報システムを利用していましたか? 介護用品(紙おむつなど)を受給していましたか?	p.14 ⁽¹⁷⁾	+

区分	亡くなった方についての聞き取り事項	該当ページ	該当 チェック
生活支援	難病患者援助金、被爆者健康管理援助金を受給していましたか?	p.15 @	
	障害者手帳などをお持ちでしたか?	p.15 21	
障がい者	障がいに係る各種手当てや助成を受けていましたか?	p.15 @@ p.16 @	
早/1、石	福祉タクシーや障害福祉サービスを利用していましたか?	p.16 2526	
	防災行政無線戸別受信機を借受けていましたか?	p.16 27	
	児童手当や子ども医療費助成金を本人またはご家族などが受給し ていましたか?	p.17 2829	
	児童扶養手当・養育者支援手当やひとり親家庭等医療費助成金 を本人またはご家族などが受給していましたか?	p.17 30 p.18 31	
子ども	学童保育所を利用している世帯の方でしたか?	p.18 3233	
,	保育所や認定こども園、新制度幼稚園を利用している世帯の方でしたか?	p.18 34 p.19 3536	
	私学助成幼稚園、認可外保育施設等を利用し、幼児教育・保育 の無償化対象の世帯の方でしたか?	p.19 37	
	小中学校の児童生徒の保護者でしたか?	p.19 38	
	給与や年金等の収入がありましたか?	p.20 39	
	固定資産(土地、家屋)をお持ちでしたか?	p.20 404142	
税金	原動機付自動車、小型特殊自動車(耕運機など)、二輪車、軽自 動車(四輪車)、普通自動車を所有していましたか?	p.21 43	
	亡くなった方に納めていない市税などがありますか?	p.21 45	
	市税等の納付を亡くなった方の口座から口座振替していましたか?	p.21 44	
	市税の支払いをご家族の口座へ変更しますか?	p.21 4445	
	住んでいた家が空家になりましたか?	p.22 46	
	市営住宅に住んでいましたか?	p.22 47)	
	犬の飼い主でしたか?	p.22 48	
	し尿くみ取り式のトイレを使用していましたか?	p.23 49	
	ひとり暮らし高齢者等ごみ出し支援を利用していましたか?	p.23 5051	
 	農地をお持ちでしたか?	p.23 52	
くらし	森林である土地及び過去に森林であった土地をお持ちでした か?(登記上の地目によらない)	p.23 53	
	上下水道を利用していましたか?	p.23 54	
	井戸水を利用し下水道に接続していましたか?	p.23 55	
	野田市災害時協力井戸等に登録をしていましたか?	p.24 55	
	図書館を利用していましたか?	p.24 66	
	運転免許証やパスポートをお持ちでしたか?	p.24 5758	
			300

届出・手続

身近な人が亡くなった後の手続などの一般的な流れ(目安)

3カ月以内 〇死亡届など 〇健康保険·世帯主変更 〇年金関係の手続 〇相続人調査 〇相続財産調査 〇相続放棄·限定承認 〇公共料金等の手続(34ページ参照) ○遺言調査・遺言書の検認 (32·33[~]-ジ参照)

〇所得税の準確定申告(3ページ参照)

4カ月以内

税金

10カ月以内	1年以内	野田市で必要な手続につい
○遺産分割協議(3%ージ参照)	〇遺留分侵害額請求	ては次のページから、窓口と あわせて掲載していますの で、ぜひそちらもご確認ください。 大切な方を喪われ大変な時 期かとは思いますが、必要な 手続を済ませられる一助とな れば幸いです。
〇相続税の申告(33ページ参照)		〈次ページ~〉 死亡届について 〈9ページ~〉 市役所や公的機関で行う手続の詳細について 〈30ページ~〉 野田市以外で必要な手続について

3. 死亡届について

◇死亡届

届出人が死亡の事実を知った日から7日以内に届出をしてください。 戸籍に死亡の記載がされるまで日数がかかります。

◇火葬許可証

死亡届を受理した際にお渡しします。

◇届出地

死亡者の本籍地、届出人の住所地、 亡くなられた場所のいずれかの市区町村役所・役場

◇届出人

- •親族
- ·同居者
- ・死亡地の家主・地主・家屋または土地の管理人
- ・成年後見人・保佐人・補助人(登記事項証明書または裁判所の謄本の提出が必要です)

◇必要なもの

・死亡届(右半面の死亡診断書に、医師による証明のあるもの)1通

◇野田市に死亡届を提出する場合は

【平日及び日曜日(8:30~17:15)】(年末年始を除く、日曜日は市民課のみ) 市役所1階市民課・関宿支所(いちいのホール内)・南出張所・北出張所・中央出張所

【平日(9:00~20:00)・土曜日(9:00~17:30)】(祝日・年末年始を除く) 愛宕駅前出張所(ヨークプライス野田店内)

【夜間及び土曜日・祝日】(年末年始を含む)

市役所1階守衛警備員室

なお、守衛警備員室で届出をお預かりした場合、翌開庁日以降に添付書類の確認などで来庁を お願いすることがあります。

◇死亡の記載がされた戸籍謄本などの発行

戸籍に死亡の記載がされるまでにおおよそ以下の日数がかかります。(土日祝日を除く)

- ・本籍地に届出をした場合→おおむね1~2週間
- ・本籍地以外に届出をした場合→おおむね2~3週間
- ※大型連休中に届出をされた場合、上記より日数がかかります。
- ※なお、相続等の手続には、相続人の確定のため亡くなられた方の出生から死亡までの連 続した戸籍謄本や除籍謄本などが必要となる場合があります。(p26.p36参照)

MEMO

4. 市役所や公的機関で行う手続

ご親族がお亡くなりになられたときに、市役所などで必要となる主な手続です。

状況によって、必要書類や手続が異なる場合があります。詳細につきましては、担当窓口にお問合せください。

なお、亡くなられた方の住所が他の市区町村であった場合は、その住所地にお問合せのうえ手続 を行ってください。

住民登録 ①~⑤

① 世帯主変更届

14日以内

- ◇ 下記のいずれにも該当した場合、世帯主変更の手続が必要です。
 - ・世帯主が亡くなり、同一世帯に残された世帯員が2名以上いるとき
 - ・残された世帯員がいずれも15歳以上のとき

【持ち物】

- □手続する方の本人確認書類(運転免許証など)
- □別世帯の方が手続する場合は委任状
- ※どなたを世帯主にするか確認のためご連絡することがあります。

【手続の窓口】

- ▶市役所低層棟1F 1番窓口
- ▶関宿支所
- ▶各出張所

【お問合せ】

市民課 受付係 04-7123-1081

② マイナンバーカードまたは、住民基本台帳カードを持っていた場合

希望する場合

◇ 亡くられたあとも税や保険などの手続きでマイナンバーを使用する場合があるので、返却する必要はありません。そのまま保管してください。

なお、個人番号通知書についても同様です。 穴あけ処理をご希望の方はご持参ください。

【手続の窓口】

- ▶市役所低層棟1F 1番窓口
- ▶関宿支所
- ▶各出張所

【お問合せ】

市民課 受付係 04-7123-1081

(3) 外国籍の方が亡くなった場合

【手続の窓口】

▶東京出入国在留管理局

14日以内

▶千葉出張所

【持ち物】

があります。

- □在留カード
- □特別永住者証明書(外国人登録証明書)

【お問合せ】

043-242-6597

【郵送の場合】

T135-0064

東京都江東区青海2-7-11 東京港湾合同庁舎9階

- 東京出入国在留管理局おだいば分室あて
- ※封筒の表に「在留カード等返納 | と表記してください。

また、任意の用紙に「在留カードの交付を受けた者が死亡」と記入し、 ご自身の氏名、電話番号を記入しカード名義人との関係を書いてカー ド等と一緒に郵送してください。

◇ 中長期在留者または特別永住者の親族または同居人は届出の必要

④ 外国籍の配偶者やご家族が亡くなった場合

14日以内

◇ 亡くなられた方の配偶者やお子様などご家族が外国籍で、かつ在留 資格が「日本人配偶者等 | 「永住者の配偶者等 | 「家族滞在 | または 「特定活動 |の方は届出が必要な場合があります。

(届出をしないと在留資格を取り消される場合がありますのでご注意ください。)

【持ち物】

- □在留カード
- □特別永住者証明書(外国人登録証明書)

【手続の窓口】

- ▶東京出入国在留管理局
- ▶千葉出張所

【お問合せ】

043-242-6597

⑤ 印鑑登録をしていた場合

すみやかに

◇ 印鑑登録証の返却(印鑑登録抹消の手続は不要です。)

【持ち物】

□亡くなった方の印鑑登録証

【手続の窓口】

- ▶市役所低層棟 2番窓口
- ▶関宿支所
- ▶各出張所

【お問合せ】

市民課 受付係 04-7123-1081

各種無料相談 戸 籍 市役所以外での手続 相続に関する手続

年金 6~8

国民年金のみを受給していた、または加入していた場合 (6)

すみやかに

◇ 該当する手続の確認が必要です。亡くなった方の基礎年金番号 のわかるものをご用意のうえお問合せください。

【持ち物】

□該当する手続に併せて持ち物をご案内します。

※受け取れる年金等がある場合、手続により2年または5年で 消滅時効となりますのでご注意ください。

【お問合せ】

日本年金機構ねんきんダイヤル 0570-05-1165 松戸年金事務所 047-345-5517 国保年金課 国民年金係 04-7123-1082

(7)厚生(共済)年金などを受給していた、または加入していた場合

すみやかに

◇ 該当する手続の確認が必要です。亡くなった方の基礎年金番号 のわかるものをご用意のうえお問合せください。 (共済年金については共済組合での手続となる場合があります。)

【持ち物】

□該当する手続に併せて持ち物をご案内します。

※受け取れる年金等がある場合、手続により2年または5年で 消滅時効となりますのでご注意ください。

【お問合せ】

日本年金機構ねんきんダイヤル 0570-05-1165 松戸年金事務所 047-345-5517

農業者年金を受給していた場合 (8)

すみやかに

◆ 最寄りのJA各支店に届出が必要です。

【持ち物】

- □農業者年金証書
- □死亡日、請求者との続柄がわかる戸籍謄本など
- □未支給年金、死亡一時金がある場合は、同一生計証明 (住民票の写しなど)

【手続の窓口】

▶最寄りのJA各支店

【お問合せ】

最寄りのJA各支店

健康保険 (9)~(12)

国民健康保険被保険者証などの手続 (9)

14日以内

- ◇ 国民健康保険被保険者証などの返却 (病院での精算を終えていない場合は精算後にご返却ください。)
- ◇ 国民健康保険被保険者証の差し替え (世帯主が亡くなった場合、国民健康保険に加入している世帯員の 保険証が差し替えとなります。)

【持ち物】

04-7199-2264

□国民健康保険被保険者証

(10)国民健康保険葬祭費の請求 葬儀を行った翌日から2年以内

【手続の窓口】

▶関宿支所

▶各出張所

【お問合せ】

▶市役所低層棟1F

国保年金課 国保給付係

5番窓口

◇ 葬祭費の申請

【持ち物】

- □葬祭執行者(喪主)を証する書類の原本またはコピー(葬儀の領収書・ 会葬礼状などで、亡くなった方と葬祭執行者の氏名記載のもの)
- □葬祭執行者の口座番号がわかるもの
- ※公金受取口座を利用される場合は、マイナンバーのわかるもの (利用者は野田市民に限ります。)

【手続の窓口】

- ▶市役所低層棟1F 5番窓口
- ▶関宿支所
- ▶各出張所

【お問合せ】

国保年金課 国保給付係 04-7199-2264

(11)後期高齢者医療被保険者証などの手続

14日以内

◇ 後期高齢者医療被保険者証などの返却 (病院での精算を終えていない場合は精算後にご返却ください。)

【持ち物】

□後期高齢者医療被保険者証

【手続の窓口】

- ▶市役所低層棟1F 5番窓口
- ▶関宿支所
- ▶各出張所

【お問合せ】

国保年金課 後期高齢者医療係 04-7199-2404

後期高齢者医療制度葬祭費の請求 (12)

葬儀を行った翌日から2年以内

◇ 葬祭費の申請

【持ち物】

- □葬祭執行者(喪主)を証する書類の原本またはコピー(葬儀の領収 書・会葬礼状などで、亡くなった方と葬祭執行者の氏名記載のもの)
- □葬祭執行者の口座番号がわかるもの

【手続の窓口】

- ▶市役所低層棟1F 5番窓口
- ▶関宿支所
- ▶各出張所

【お問合せ】

国保年金課 後期高齢者医療係 04-7199-2404

介護保険 (13~14)

① 介護保険被保険者証などの手続

すみやかに

- ◇ 介護保険被保険者証の返却
- ◇ 介護保険負担割合証、介護保険負担限度額認定証の返却 (お持ちの方のみ)

【持ち物】

- □介護保険被保険者証
- □介護保険負担割合証
- □介護保険負担限度額認定証

【手続の窓口】

- ▶市役所高層棟1F 12番窓口
- ▶関宿支所
- ▶各出張所

【お問合せ】

高齢者支援課 介護給付係 04-7199-3144

(4) 高額介護サービス費などを受給していた場合

すみやかに

◇ 高額介護サービス費などの振込口座の変更 (振込口座が亡くなった方名義の場合のみ)

【持ち物】

□相続人代表者の方の口座番号がわかるもの

【手続の窓口】

- ▶市役所高層棟1F 12番窓口
- ▶関宿支所
- ▶各出張所

【お問合せ】

高齢者支援課 介護給付係 04-7199-3144

高齢者 (15)~(19)

15 徘徊高齢者家族支援サービス (GPS)を利用していた場合

すみやかに

◇ 喪失届の提出

【手続の窓口】

- ▶市役所高層棟1F 12番窓口
- ▶関宿支所
- ▶各出張所

【お問合せ】

高齢者支援課 高齢者支援係 04-7123-1092

(6) 訪問理容サービスを利用していた場合

すみやかに

【持ち物】

- □ひとり暮らし老人等訪問理容サービス事業利用資格者証
- □ひとり暮らし老人等訪問理容サービス事業利用助成券
- ※振込口座が亡くなった方の名義であった場合、新たな振込口座のわかるものが必要となることがあります。

【手続の窓口】

- ▶市役所高層棟1F 12番窓口
- ▶関宿支所
- ▶各出張所

【お問合せ】

高齢者支援課 高齢者支援係 04-7123-1092

(17) 緊急通報システムを利用していた場合

亡くなった日から概ね1か月を目安

◇端末機器(緊急通報装置本体、ペンダントなど)の返却

【持ち物】

- □緊急通報装置本体、ペンダント
- ※関宿支所、各出張所で手続の場合は返却日を事前に高齢者支 援課に連絡ください。

【手続の窓口】

- ▶市役所高層棟1F 12番窓口
- ▶関宿支所
- ▶各出張所

【お問合せ】

高齢者支援課 高齡者支援係 04-7123-1092

介護用品(紙おむつなど)を受給していた場合 (18)

すみやかに

◇ 喪失届の提出

【手続の窓口】

- ▶市役所高層棟1F 12番窓口
- ▶関宿支所
- ▶各出張所

【お問合せ】

高齢者支援課 高齢者支援係 04-7123-1092

(19)福祉タクシーを利用していた場合

すみやかに

◇ 利用資格者証、助成券の返却(喪失届を提出していただきます。)

【持ち物】

- □福祉タクシー利用資格者証
- □福祉タクシー運賃助成券
- □振込口座が亡くなった方の名義であった場合、新たな振込口座の わかるものが必要となることがあります。

【手続の窓口】

- ▶市役所高層棟1F 12番窓口
- ▶関宿支所
- ▶各出張所

【お問合せ】

高齢者支援課 高齢者支援係 04-7123-1092

生活支援 20

20 難病患者援助金、被爆者健康管理援助金などを受給していた場合(すみやかに

◇ 消滅届(変更届)の提出

【手続の窓口】

【お問合せ】

- ▶市役所高層棟1F 14番窓口
- ▶関宿支所
- ▶各出張所

生活支援課 社会係 04-7199-2573

籍

障がい者 21~27

②1 障害者手帳などをお持ちであった場合

すみやかに

◇ 障害者手帳などの返却

【持ち物】

□障害者手帳

身体障害者手帳 療育手帳 精神障害者保健福祉手帳

【手続の窓口】

- ▶市役所低層棟1F 8番窓口
- ▶関宿支所
- ▶各出張所

【お問合せ】

障がい者支援課 障がい者福祉係 04-7199-3732

② 各種障がい者福祉手当を受給していた場合

すみやかに

◇ 資格喪失届などの提出

【持ち物】

□振込口座が亡くなった方の名義であった場合、新たな振込口座のわかるものが必要となることがあります。

【手続の窓口】

- ▶市役所低層棟1F 8番窓口
- ▶関宿支所
- ▶各出張所

【お問合せ】

障がい者支援課 障がい者福祉係 04-7199-3732

② 特別児童扶養手当を受給していた場合

すみやかに

- ◇ 喪失届、変更届などの提出(受給者)
- ◇ 喪失届など(対象児童)

【持ち物】

- □亡くなられた方の住民票(除票)
- □特別児童扶養手当証書
- ※受給者の変更届を提出する場合は、事前に障がい者支援課へお問い合わせください。

【手続の窓口】

▶市役所低層棟1F 8番窓口

【お問合せ】

障がい者支援課 障がい者福祉係 04-7199-3732

24	重度心身障がい者医療費助成金を受給していた場合	

すみやかに

◇ 受給券の返却

【持ち物】

- □重度心身障がい者医療費助成受給券
- □振込口座が亡くなった方の名義であった場合、新たな振込口座の わかるものが必要となることがあります。

【手続の窓口】

- ▶市役所低層棟1F 8番窓口
- ▶関宿支所
- ▶各出張所

【お問合せ】

障がい者支援課 障がい者福祉係 04-7199-3732

(25) 福祉タクシーを利用していた場合

すみやかに

◇ 利用資格者証、助成券の返却(喪失届を提出していただきます。)

【持ち物】

- □福祉タクシー利用資格者証
- □福祉タクシー運賃助成券
- □振込口座が亡くなった方の名義であった場合、新たな振込口座のわかるも のが必要となることがあります。

【手続の窓口】

- ▶市役所低層棟1F 8番窓口
- ▶関宿支所
- ▶各出張所

【お問合せ】

障がい者支援課 障がい者福祉係 04-7199-3732

障害福祉サービスを利用していた場合 (26)

すみやかに

◇ 受給者証の返却

【持ち物】

□福祉サービス受給者証

【手続の窓口】

▶市役所低層棟1F 8番窓口

【お問合せ】

障がい者支援課 相談支援係 04-7123-1691

防災行政無線戸別受信機を借受けていた場合 (27)

すみやかに

◇ 防災行政無線戸別受信機の返却に関する手続

野田市防災行政無線戸別受信機等返還届出書の提出 戸別受信機返還については日程を調整します。

【手続の窓口】

▶市役所低層棟2F 3番窓口

【お問合せ】

防災安全課 防災係 04-7136-1779

子ども 28~38

児童手当を本人またはご家族などが 受給していた場合

亡くなった日の翌日から起算して15日以内

- ◇ 受給者が亡くなった場合
 - ○未支払請求書(未支払の手当があるとき)
 - ○認定請求書
- ◇ 対象児童が亡くなった場合
 - ○受給事由消滅届または額改定届

【持ち物】

- □個々の状況により必要な持ち物が異なりますのでお問合せください。
- ※新たに児童扶養手当などが受給できる場合があります。手続期限が ある場合もありますので、詳細はお早めにお問合せください。

【手続の窓口】

▶市役所高層棟2F 8番窓口

【お問合せ】

児童家庭課 児童給付係 04-7199-3273

子ども医療費助成金を本人またはご家族などが受給していた場合

すみやかに

◇ 認定変更届

【持ち物】

- □個々の状況により必要な持ち物が異なりますのでお問合せくださ
- ※手続期限がある場合もありますので、詳細はお早めにお問い合 わせください。

【手続の窓口】

▶市役所高層棟2F 8番窓口

【お問合せ】

児童家庭課 児童給付係 04-7199-3273

- 児童扶養手当・養育者支援手当を本人またはご家族などが受給していた場合(すみやかに) (30)
 - ◇ 受給者が亡くなった場合
 - ○受給者死亡届
 - ○未支払手当請求書(未支払の手当があるとき)
 - ○認定請求書

※亡くなった方に代わって児童を養育する方が申請者となります。

- ◇ 対象児童が亡くなった場合
 - ○資格喪失届または額改定届
- ◇ 受給者の同居親族が亡くなった場合
 - ○支給停止関係消滅届
- ◇ 受給者の配偶者の方が亡くなった場合
 - ○支給事由変更届

など

【持ち物】

- □個々の状況により必要な持ち物が異なりますのでお問合せください。
- ※手続期限がある場合もありますので、詳細はお早めにお問合せください。

【手続の窓口】

▶市役所高層棟2F 8番窓口

【お問合せ】

児童家庭課 児童給付係 04-7199-3273

ひとり親家庭等医療費助成金を本人またはご家族などが 受給していた場合 ◇ 変更届または喪失届

【手続の窓口】

▶市役所高層棟2F 8番窓口

【お問合せ】

児童家庭課 児童給付係 04-7199-3273

学童保育所保育料などを亡くなった方の口座から口座振替していた場合 (32)

すみやかに

すみやかに

◇ 学童保育所保育料等の納付に関する手続

【持ち物】

【持ち物】

(31)

□新たに口座振替を開始する方の金融機関の通帳及び届出印

□個々の状況により必要な持ち物が異なりますのでお問合せください。

※手続期限がある場合もありますので、詳細はお早めにお問合せください。

- ※口座振替申込から手続完了まで2カ月程度がかかります。
- ※口座振替が開始するまでは現金払いになります。

【手続の窓口】

▶市役所高層棟2F 8番窓口

【お問合せ】

児童家庭課 子育て支援係 04-7123-1093

- (33) 世帯員の構成が変更となった場合(学童保育を利用している世帯)(すみやかに)
- ◇ 学童保育所保育料が変更となる場合がありますのでお問合せ ください。

【手続の窓口】

▶市役所高層棟2F 8番窓口

【お問合せ】

児童家庭課 子育て支援係 04-7123-1093

- 保育所保育料などを亡くなった方の口座から口座振替していた場合(すみやかに (34)

◇ 保育料等の納付に関する手続

【持ち物】

- □手続する保護者の本人確認書類(運転免許証など)
- □新たに口座振替を開始する方の金融機関の通帳及び届出印
- ※口座振替申込みから手続完了まで2カ月程度かかります。
- ※口座振替が開始するまでは納付書払いになります。
- ※私立の保育所等で給食費や延長保育料を口座振替していた場合は、 私立保育所等での手続となります。

子ども保育課 保育係 04-7123-1299

【手続の窓口】

- ▶市役所高層棟2F 7番窓口
- ▶各保育所
- ▶取扱金融機関支店

(35) 教育・保育認定保護者の変更手続

すみやかに

◇ 保育所、認定こども園、新制度幼稚園等を利用する保護者が亡く なった場合に認定変更手続

【持ち物】

- □手続をする保護者の本人確認書類、印鑑など
- □戸籍謄本など(ひとり親として認定する場合のみ。後日提出も可。)
- ※手続後、保育料が変更となる場合があります。

【手続の窓口】

- ▶市役所高層棟2F 7番窓口
- ▶各保育所等

【お問合せ】

子ども保育課 保育係 04-7123-1299

(36) 世帯員の構成が変更となった場合(保育所を利用している世帯)

すみやかに

◇ 保護者以外の世帯員が亡くなった場合に保育所等利用(申込) 児童家庭状況変更届の提出

【持ち物】

- □手続する保護者の本人確認書類(運転免許証など)、印鑑など
- ※手続後、保育料が変更となる場合があります。

【手続の窓口】

- ▶市役所高層棟2F 7番窓口
- ▶各保育所等

【お問合せ】

子ども保育課 保育係 04-7123-1299

(37) 施設等利用給付認定保護者の変更手続

すみやかに

◇ 私学助成幼稚園、認可外保育施設等で幼児教育、保育の無償化 対象の保護者が亡くなった場合に認定変更手続

【持ち物】

- □手続をする保護者の本人確認書類、印鑑など
- □戸籍謄本など(ひとり親として認定する場合のみ。後日提出も可。)

【手続の窓口】

▶市役所高層棟2F 7番窓口

【お問合せ】

子ども保育課 保育係 04-7123-1299

小中学校の児童生徒の保護者であった場合 (38)

すみやかに

◇ 保護者代表者の変更手続

【持ち物】

□手続する方の本人確認書類(運転免許証など)

【手続の窓口】

- ▶市役所高層棟7F
- ▶関宿支所
- ▶各出張所

【お問合せ】

学校教育課 学務係 04-7123-1328

すみやかに

給与や年金などの収入があった場合

◇ 相続人代表者の指定

【持ち物】

税金 39~45

□相続する方との関係が分かる書類

【手続の窓口】

▶市役所低層棟2F 1番窓口

【お問合せ】

課稅課 市民稅係 04-7199-4478

固定資産(土地、家屋)をお持ちだった場合 (40)

すみやかに

◇ 相続人代表者の指定

【持ち物】

□相続する方との関係が分かる書類

【手続の窓口】

▶市役所低層棟2F 1番窓口

【お問合せ】

課税課 土地係 04-7199-4546 家屋係 04-7199-4626

固定資産(土地、家屋)の不動産所有権移転登記を行う場合 (41)

すみやかに

◇ 不動産所有権移転登記手続

【お問合せ】

千葉地方法務局柏支局 04-7167-3309

【持ち物】

□千葉地方法務局柏支局にお問合せください。

固定資産(未登記家屋)をお持ちだった場合 (42)

すみやかに

◇ 未登記家屋の名義変更

【持ち物】

- □新所有者となる方の実印
- □名義変更事由を明らかにする書類(遺産分割協議書など)

【手続の窓口】

▶市役所低層棟2F 1番窓口

【お問合せ】

課税課 家屋係 04-7199-4626

		4	
		(1)	
	_		
		4	
	_		
	_		
		4	
	_	_	

④ 原動機付自転車、小型特殊自動車、二輪車、軽自動車、 普通自動車を所有していた場合

3月末まで

◇ 原動機付自転車(125cc 以下)、小型特殊自動車の廃車・名義変更

【持ち物】

- □標識交付証明書(無くても手続可能)
- □関係(親子等)が分かる戸籍謄本等(別居の家族が手続する場合のみ)
- □ナンバープレート

【手続の窓口】

- ▶市役所低層棟2F 1番窓口
- ▶関宿支所
- ▶各出張所

【お問合せ】

課税課 税務係 04-7123-1718

◇ 軽自動車(四輪車)の廃車、名義変更

【持ち物】

- □軽自動車検査協会千葉事務所野田支所へお問合せください。
- 【お問合せ】

軽自動車検査協会 千葉事務所野田支所 050-3816-3117

◇ 普通自動車、二輪車(125cc 超)の廃車、名義変更

【持ち物】

□千葉運輸支局野田自動車検査登録事務所へお問合せください。

【お問合せ】

千葉運輸支局 野田自動車検査登録事務所 050-5540-2023

◇ 普通自動車の自動車税(種別割)の手続

【持ち物】

□柏県税事務所へお問合せください。

【お問合せ】

柏県税事務所 04-7147-1231

44 市税などの納付を口座振替していた場合

すみやかに

◇ 市税などを亡くなった方の口座から口座振替をしていた場合、振替口座変更または廃止届の提出

【持ち物】

- □納税(入)通知書(お手元にない場合はご相談ください。)
- □振替口座を変更する場合は、変更後の金融機関の通帳及び口座届 出印(廃止の場合は不要)

※手続日及び振替日によっては、届出内容が反映される前に従前の口 座から振替となる場合があります。

【手続の窓口】

▶市役所低層棟2F 2番窓口

【お問合せ】

収税課 収納係 04-7199-4753

④ 亡くなった方に納めていない市税などがある場合

すみやかに

◇ 亡くなった方に納めていない市税などがある場合は、相続人の方に納付 義務が生じます。

【持ち物】

- □納税(入)通知書(お手元にない場合はご相談ください)
- ※納付日によって、未納額について延滞金が加算される場合があります。

▶市役所低層棟2F 2番窓口

【お問合せ】

【手続の窓口】

収税課 徴収一係 04-7123-1742 徴収二係 04-7199-4638

くらし 46~58

46 お住まいが空家となる場合

希望する場合

◇ お住いになっていた家が空家になり、売却や賃貸で活用する考えがある場合は、「空家バンク制度」を利用できる場合がありますので、お問合せください。

空家バンク制度とは…空家等の売却や賃貸を希望する所有者と、空家等に居住のために購入や借受を希望する方を紹介する制度で、利用には登録が必要です。

※登録に関する要件を満たしていないと登録できません。詳しくは担当課 へお問合せください。

【手続の窓口】

▶市役所低層棟2F 4番窓口

【お問合せ】

市民生活課 防犯係 04-7199-4908

47 市営住宅にお住まいだった場合

すみやかに

- ◇ 市営住宅明渡届の提出
- ◇ 市営住宅承継入居承認申請書の提出
- ◇ 市営住宅同居者異動届の提出

【持ち物】

- □同居人または親族の印鑑
- ※状況などにより、提出する書類が異なりますので、必ず営繕課にご相談ください。

【手続の窓口】

▶市役所高層棟3F

【お問合せ】

営繕課 市営住宅係 04-7123-1194

48 飼い犬を所有していた場合

すみやかに

◇ 新たな所有者が決まったら犬の登録事項の変更手続

【持ち物】

- □鑑札もしくは集合注射の案内葉書等の犬の鑑札番号のわかるもの。
- ※犬の鑑札等が手元に無くても手続は可能です。

【手続の窓口】

- ▶市役所高層棟5F
- ▶関宿支所
- ▶各出張所

【お問合せ】

環境保全課 環境保全係 04-7199-7489

し尿くみ取り式のトイレを使用していた場合 (49) すみやかに ◇ し尿くみ取りの中止など 【お問合せ】 野田市環境保全協同組合 電話での手続をお願いします。 04-7126-0991 ひとり暮らし高齢者ごみ出し支援を利用していた場合 すみやかに 【お問合せ】 ◇ 名義変更、廃止など 清掃管理課 電話での手続をお願いします。 04-7138-1001 亡くなった方の不用品やごみの処分 必要な場合 ◇ 分別してごみ集積所へお出しください。収集日に出せない場合などは、 【お問合せ】 清掃工場、リサイクルセンターなどへ直接持ち込むことができます。 清掃管理課 04-7138-1001 【持ち物】 □持込みの場合は本人確認書類(運転免許証など) (52) 農地を相続することになった場合 相続により権利取得後すみやかに ◇ 農地の権利移動を把握し、農地台帳の変更を行います。 【手続の窓口】 ▶市役所高層棟7F 【持ち物】 【お問合せ】 □相続した農地がわかる書類(固定資産税の納税通知書など) 農業委員会 農地農政係 04-7123-2128 森林の土地を所有していた場合 (53) 所有者となった日から90日以内 ◇ 森林である土地及び過去に森林であった土地をお持ちであった場合 【手続の窓口】 (登記上の地目によらない)の手続 ▶市役所高層棟7F 【持ち物】 【お問合せ】 □当該土地の位置を示す地図 みどりと水のまちづくり課 公園緑地係 □当該土地の登記事項証明書または土地売買契約書など権利を取得し 04-7123-1195 たことがわかる書類の写し 水道・下水道の手続 (54) すみやかに 【手続の窓口】 ◇ 名義変更・使用中止など

◇ 井戸水(自家水)の使用人数の変更

※電話でも手続が可能です。

- ▶野田市水道部お客様センター
- ▶市役所高層棟6F (下水道課)

【お問合せ】

野田市水道部お客様センター 04-7122-5959

災害時協力井戸等に登録をしていた場合 すみやかに (55)

- ◇ 野田市災害時協力井戸等登録抹消申出書の提出
- ◇ 災害時協力井戸等所有者・管理者変更届の提出

【手続の窓口】

▶市役所低層棟2F 3番窓口

【お問合せ】

防災安全課 防災係 04-7136-1779

(56) 図書館を利用していた場合 すみやかに

- ◇ 借りていた資料の返却
- ◇ 図書館カードの返却
 - ※利用の有無などの確認は興風図書館へお問合せください。

【手続の窓口】

▶各図書館

【お問合せ】

興風図書館 04-7123-7611

パスポートを持っていた場合 (57)

すみやかに

◇ パスポートの返却

【持ち物】

- □亡くなった方のパスポート(有効中のもの)
- ※故人の遺品として手元に残したい場合はその旨お申し出ください。

【手続の窓口】

- ▶市民課 パスポート窓口
- ▶全国のパスポート 窓口または 旅券事務所

【お問合せ】

市民課 パスポート担当 04-7125-1111 内線3110

運転免許証を持っていた場合 (58)

すみやかに

◇ 運転免許証の返却

【持ち物】

- □亡くなった方の運転免許証
- ※故人の遺品として手元に残したい場合はその旨お申し出ください。

- 【手続の窓口】 ▶野田警察署
- ▶流山運転免許センター
- ▶最寄りの警察署または 運転免許センター

【お問合せ】

野田警察署 04-7125-0110 流山運転免許センター 04-7147-2000

野田市の各種無料相談 5.

内 容	開催日	ご予約について	問合せ先
法律相談 (相続などの相談に 弁護士が対応)	○市役所 月6回(不定期) 午前10時~午後3時○いちいのホール 毎月第4木曜日と 偶数月の第2木曜日 午前10時~午後3時	毎月1日 (土日祝日などの場合は 翌開庁日) 9時から当月分を先着順 で電話予約受付 (各日10人まで)	総務課 市民相談係 04-7123-1068
税務相談 (相続税などの相談 に税理士が対応)	○ 毎月15日 午前10時~午後3時	毎月1日 (土日祝日などの場合は 翌開庁日) 9時から当月分を先着順 で電話予約受付 (8人まで)	総務課 市民相談係 04-7123-1068
登記無料相談 (相続登記・遺言などの相談)	○毎月第2火曜日 午前9時30分~ 午後3時30分	毎月1日から当月分を 先着順にて受付 (土日祝日の場合は翌日)	野田地区司法書士会、 土地家屋調査士会 080-9396-1313 (代表者電話番号)
行政書士無料相談 (相続手続・遺言・ 遺産分割などの相談)	○毎月第3金曜日 午後1時~午後4時	随時先着順にて受付	千葉県行政書士会東葛支部 04-7196-6021 (代表者電話番号)

6. 亡くなられた方の戸籍について

◇1 各種手続で使う戸籍謄本などについて

ご親族がお亡くなりになると、亡くなられた方に関する諸手続が必要となります。たとえば、亡くなられた方の名義である預貯金、土地登記など、相続に関する手続のために戸籍謄本などが必要になる場合もあります。一般的に使用する戸籍に関する用語についてご紹介します。

用語	説 明		
本籍地	戸籍を置いてある場所のことです。		
戸籍の筆頭者	戸籍の最初に氏名が書かれている人です。亡くなられても変わりません。		
戸籍	人の出生から死亡に至るまでの親族関係を登録公証するもので、日本国民に ついて編製され、日本国籍を公証するものです。		
除籍	死亡、婚姻、離婚、転籍などの理由で全員が除かれた戸籍です。		
改製原戸籍	法改正により戸籍の改製 (作り直し) が行われた際の、改製される前の古い 戸籍のことです。		
死亡届記載事項証明書 届書等情報内容証明書	届出された死亡届 (死亡診断書含む) を複写し、野田市長の認証印が押されたものです。ただし、交付には制限がありますので、事前にお問合せください。		
戸籍の附票	戸籍に記載されている方の住民票の住所と、住所を定めた日を記載したものです。		
謄本(全部事項証明)	記載内容の全てを証明したものです。		

◇2 「出生から死亡までの連続した戸籍」とは?

Aさんのケース

昭和15年2月12日	昭和32年	昭和45年	平成15年	平成27年9月	令和5年
出生	戸籍法改正により、 戸籍が改製された	5月1日婚姻 新本籍地を流山市にした	6月6日転籍 野田市に転籍	野田市が戸籍を 電算化し、戸籍が 改製された	1月5日死亡
1改製原戸籍	②除籍	3除籍	4 改製	是原戸籍	5除籍
本籍:柏市	本籍:柏市	本籍:流山市	本籍:野田市	本籍:野田市	本籍:野田市

※上記の場合、出生から死亡までに①から⑤までの5通の戸籍が存在します。

役所に請求する際は、「○○○○の出生から死亡までの戸籍を集めている」と伝えていただくとスムーズです。

◇3 戸籍謄本などの郵便でのご請求について

本籍地が遠方にある方や、窓口の開いている時間に来られない方は、郵便で戸籍謄本などを請求 することも可能です。詳しくは本籍地の役所にお問合せください。

野田市では、ホームページでも郵送請求の方法についてご案内していますのでご参照ください。ま た、市役所市民課、関宿支所、各出張所の窓口にも郵送依頼書がありますので、ご利用ください。 ※詳細はp.42をご覧ください。

> 野田市ホームページアドレス https://www.city.noda.chiba.jp

野田市 郵送申請

Q検索

◇4 戸籍の証明書は、すぐとれますか?

死亡届を死亡された方の本籍地の役所に提出した場合は、死亡届をご提出されてから、死亡の記 載をした戸籍が出来るまで1~2週間ほどかかります。その間は、戸籍の証明書を発行できませんの でご注意ください。また、死亡届は、死亡地、死亡者の本籍地または届出人の住所地に提出すること ができます。葬儀社など代理人に提出を依頼した場合は、どこの役所にいつ提出したかをご確認くだ さい。死亡された方の本籍地以外の役所に提出した場合は、本籍地に提出した場合と比べて戸籍が 出来るまでにお時間がかかります。

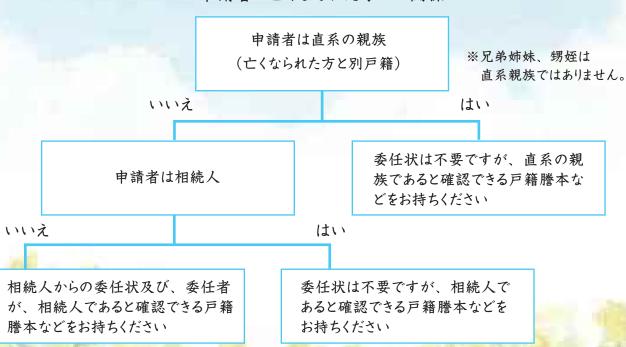
◇5 戸籍謄本などを請求できる方

戸籍謄本などは本人及び同一戸籍内にいる方、直系親族の方が申請可能です。

亡くなられた方の証明書を発行する際に、申請者(窓口に来られる方)との関係によって、証明書 の取得に委任状が必要な場合があります。

委任状が必要かどうかは下記のフローチャートをご参照ください。

申請者と亡くなられた方との関係



7. 亡くなられた方の除かれた住民票(除票)について

- ・亡くなられた方の住民票(除票)は、住民登録された方が亡くなられたという事実(死亡年月日を記載) と最後の住所地や本籍地等を証明するもので、相続放棄や相続登記をする場合に必要となります。
- 除かれた住民票(除票)を請求できる方
- ・自己の権利を行使し、又は自己の義務を履行するために住民票の記載事項を確認する必要がある方
- ・国または地方公共団体の機関に提出する必要がある方
- ・その他住民票の記載事項を利用する正当な理由がある方
- ※疎明資料をご持参ください。
 - (例)請求される方が相続人であることを証明する戸籍謄本など。 亡くなられた方と請求される方の氏名や契約内容が記載されている保険証書など。
- ◇ マイナンバー記載の除かれた住民票(除票)の取得

亡くなられた方のマイナンバー記載の除かれた住民票(除票)は現在の制度上、取得すること ができません。除かれた住民票(除票)の提出先に、その旨をご相談ください。



市区町村の窓口での

戸籍の証明書の請求が 便利になりました



本籍地が遠くにある方でも、 最寄りの市区町村の窓口に 請求できます!

まとめて

ほしい戸籍の本籍地が全国 各地にあっても、1か所の市 区町村の窓口にまとめて請 求できます!

結婚・相続などの行政手続や各種申請手続での負担が軽減

令和6年4月1日から相続登記の申請が義務化されます。 戸籍の新サービスを相続手続にも御利用ください。

制度の詳細はこちらで確認できます。







法務省民事局

8. 法定相続情報証明制度について

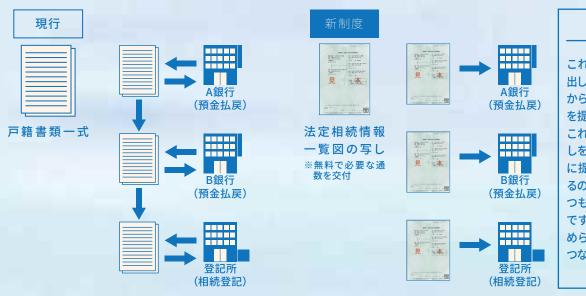
平成29年5月29日から、全国の登記所(法務局)において、

各種相続手続に利用することができる「法定相続情報証明制度」がスタートしました。

この制度を利用することで、各種相続手続で戸籍謄本の束を何度も出し直す必要がなくなります。※1

※1相続手続で必要となる書類は、各機関で異なりますので、必要な書類は提出先となる各機関にご照会ください。

制度の概要



POINT

これまでは、書類を提出したあと、返却されまでは、書類を出たがら次の提出先にましたがら次の提出していましたがこれからは一覧では、これからは一覧では、一覧をそれぞれのとがでれるとがです。手続が便力というです。手続が間短縮にもつながります。

手続の流れ

①必要書類の収集

市区町村の窓口で戸除籍謄本などを収集します。

②法定相続情報一覧図の作成

被相続人(亡くなられた方)及び戸籍の記載から判明する法定相続人を一覧にした図を作成します。

③申出書を記入し登記所へ申出

所定の申出書に必要事項を記入し①②の書類を 添付して登記所へ申出をします。認証文付き法定 相続情報一覧図の写しが交付され、戸除籍謄本等 が返却されます。



POINT

時間がない場合や、 必要な戸籍、書類が 遠方にある場合など、 戸籍の収集や一覧図 の作成が面倒な場合 は専門家※2に依頼す ることも可能です。

※2弁護士、司法書士、土地家 屋調査士、税理士、社会保険労 務士、弁理士、海事代理士、行 政書士

法定相続情報証明制度に関する詳しい手続は

法務局ホームページ

検索

千葉地方法務局 http://houmukyoku.moj.go.jp/

千葉地方法務局柏支局 04-7167-3309受付時間:8:30~17:15 休業日:土日、祝祭日、年末年始(12/29~1/3) 所在地:千葉市柏市柏6-10-25(JR常磐線・東武野田線(東武アーバンパークライン))「柏駅」から徒歩15分 柏駅から阪東バス戸張行き10分「柏法務局入口」下車、徒歩3分)

その他の主な手続 9.

◇亡くなられた方が会社員だった場合

故人が働いていた勤務先に対して、死亡退職届の提出や社員証の返却など、必要な手続があり ます。一般的な手続について記載します。

項目	期日	備考
死亡退職届の提出		故人が働いていた勤務先に提出する必要があり ます。
社員証など (身分証明書)の返却	すみやかに	健康保険被保険者証やその他、勤務先から貸 与を受けていたものがある場合は返却してくださ い。
国民健康保険などへの加入		被扶養者だった場合は、同時に資格を喪失しますので、資格喪失後は他の医療保険制度へ加入する必要があります。
最終給与、 退職金などの請求		預貯金口座の確認とともに勤務先に直接ご確 認下さい。
埋葬料の請求	2年以内	協会けんぽ及び勤務先が加盟している保険組 合等で、埋葬料の請求が可能です。
遺族厚生年金の請求	5年以内	一定の要件に当てはまる場合に遺族に支払われる年金です。 受給資格要件などがありますので、お近くの年金事務所にご確認ください。

戸籍

◇亡くなられた方が個人事業主だった場合

故人が個人事業者であり、廃業する場合の一般的な手続について記載します。 なお、事業承継する場合については、相続での手続が必要です。

項目	期日	備考	
個人事業者の 死亡届出書	すみやかに		
事業廃止届出書			
個人事業の 開業·廃業等届出書	1カ月以内	税務署に提出します。	
給与支払事務所などの 開設・移転・廃止届出書	ТИДИМ	※柏税務署〒277-8522柏市あけぼの2丁目1番30号04-7146-2321(自動音声による案内)	
所得税の青色申告の 取りやめ届出書	青色申告を取り やめようとする年の 翌年3月15日まで	0年 / 1 平 0 2 0 2 1 (日 新 日) 「 (A) 3 米 (1)	

改葬・墓じまいの手続について

1 新しい改葬先を確保

改葬先の管理者から下記の書類を発行してもらいます。 ・受入証明書 ・永代使用許可書

2 埋葬証明書を発行

現在埋葬されている墓地の管理者から、埋葬証明書を発行してもらいます。

3 改葬許可書の受け取り

永代供養や納骨堂に遺骨を移す際に必要な手続です。 ※散骨や手元供養の場合は不要なことが多いですが、念のため事前に確認しておきましょう。 必要書類 ・改葬許可申請書・受入証明書・埋葬証明書 提出先(受取先) 墓地のある市区町村に提出し、改葬の申請を 行って改葬許可書を受け取ります。

4 遺骨を取り出し (魂抜き)

住職などにお経を挙げてもらってから遺骨を取り出します。 遺骨の取り出しは石材店にお願いするため、事前にどこにお 願いするか決めておきます。

5 納骨、魂入れ

改葬先に改葬許可証を提出し、納骨を行います。 ※手元供養や散骨の場合は異なります。

野田市に墓地がある場合の 改葬許可書についてのお問合せ 野田市役所 市民課庶務係 04-7123-1081

	項目	期日	備考
▽	相続人の調査・確定		相続人を確定させるためには、故人の 出生から死亡までの連続した戸籍謄本が必要です。役所の窓口で「相続 に使用するため出生から死亡までの 戸籍を集めています」と申し出るとス ムーズに取得できます。
✓	遺言書の探索		自筆証書遺言は、自宅で探索又は法 務局で調査してください。 公正証書遺言は、お近くの公証役場 で検索してください。
▽	遺言書の検認	すみやかに	法務局以外で発見された自筆証書遺 言の場合は、「未開封」の状態で家庭 裁判所の検認が必要となります。
▽	相続財産の調査 (37ページ参照)		被相続人の預金通帳及び郵便物から 調査し、各事業者に問合せすること で、相続財産のほとんどを知ることが 出来ます。また、自宅以外の不動産を 所有している場合は、役所で「名寄 帳」を取得することで、課税対象の不 動産の全てを知ることができます。
✓	遺産分割協議 (協議書の作成)		共同相続人全員で遺産分割協議を行い、合意する必要があります。合意後、 金融機関や役所などへ提出する為の 遺産分割協議書の作成が必要となり ます。

	項目	期日	備考
✓	相続放棄·限定承認	3カ月以内	被相続人の最後の住所地の家庭裁判所への申述が必要となります。申述書の作成など必要な対応があるため、家庭裁判所にご確認下さい。
✓	所得税の準確定申告	4カ月以内	被相続人に1月1日から死亡日まで所得があった場合は、相続人が1月1日から死亡した日までに確定した所得金額及び税額を計算して、相続の開始があったことを知った日の翌日から4カ月以内に申告と納税をしなければなりません。
✓	相続税の申告・納付	10カ月以内	各相続人が相続や遺贈などにより取得した財産の価額の合計額が基礎控除額を超える場合、相続税の課税対象となります。 基礎控除額=3,000万円+600万円 ※法定相続人の数

※上記のうち相続放棄・限定承認の手続きは、亡くなられた方の最後の住所地を管轄する 家庭裁判所で行います。

千葉家庭裁判所 松戸支部 〒271-8522 松戸市岩瀬無番地 047-313-0152

※上記のうち所得税の準確定申告、相続税の申告・納付の手続は、柏税務署で行います。 柏税務署

〒277-8522 柏市あけぼの2丁目1番30号 04-7146-2321(自動音声による案内)

	項目	期日	手続窓口	準備するもの・備考
✓	電気料金の 名義変更・解約		電力供給会社	インターネットでも 手続可能
	ガス料金の 名義変更・解約		各事業所	
<u> </u>	NHKの名義変更・解約	すみやかに	NHK	
✓	携帯電話解約	, or (0 1	各携帯電話会社	各店頭での解約 住民票除票 届出人の身分証明書など
V	その他利用サービスの 名義変更・解約		各社	新聞 定期購読物 オンラインサービスなど
✓	クレジットカードの解約		各クレジット会社	各会社より 必要書類を取り寄せる

所有者不明土地(※)の解消に向けて、 不動産に関するルールが大きく変わります!

※登記簿を見ても所有者が分からない土地の面積は、全国で九州本島の大きさに匹敵するともいわれています

令和6年4月1日から 相続登記の申請が 義務化[※]されます!

※正当な理由がなく義務に違反した場合、10万円以下の過料が科されることがあります

- ●今のうちから、相続した土地・建物の相続登記をしましょう!今なら、相続登記の免税措置も、拡大されています
- ●相続の際、遺産分割をちゃんと済ませましょう!
- ●登記の手続は、法務局のホームページをご覧ください
- ●相続・登記の専門家への相談も、ご検討ください



新制度について 詳しくは、以下の 二次元コードか、 「法務省 所有者不明」 で検索!



法務省民事局 MINISTRY OF JUSTICE CIVIL AFFAIRS BUREAL





令和6年から始まる義務化は、私に関係があるの? 今からできることは、あるの?



相続登記の申請の義務化は、令和6年4月1日に始まりますが、それ以前の相続でも、 不動産(土地・建物)の相続登記がされていないものは、義務化の対象になります それぞれのケースに応じ、相続人(ご遺族)で、必要な遺産分割を行い、今のうちから、

それぞれのケー人に応じ、相続人(こ道族)で、必要な遺産分割を行い、今のつちから、 相続登記を速やかに行うことが、重要です

相続登記を促進する税制上の措置(100万円以下の土地の相続登記申請の免税措置等)も 令和4年4月から、拡充されています

(新しい税制措置は、法務省ホームページで詳しく掲載しています)







相続登記の申請って大変じゃないの? どのような手続をとればいいの?



不動産の所有者が亡くなった場合の登記手続は、不動産の所在地の**法務局(登記所)** に申請して行います

手続は、①遺言書による相続の場合、②遺産分割協議による相続の場合(相続人全員で話し合いをする場合)、③法定された割合による相続の場合(民法に定められた相続割合で相続する場合)など、ケースにより、必要な登記や書類が異なります

必要な登記の種類は、法務省ホームページでもご案内しています

(法務省ホームページ「あなたと家族をつなぐ相続登記」をご覧ください) ■







相続登記について、更に知りたいときはどうすればいいの?



● 全国の法務局では、手続案内を行っています(予約制)

(各法務局の案内はこちら に掲載しています)



法務局ホームページで、手続や書式 をご案内しています

詳しくは、上記法務省ホームページ「あなたと家族をつなぐ相続登記」の「相続登記の手続等についてお知らせします」から

● **専門家(司法書士・弁護士)に相談**したい場合は、こちら

日本司法書士会連合会の ホームページ(登記相談 のご案内)





日本弁護士連合会のホームページ(法律相談のご 案内)

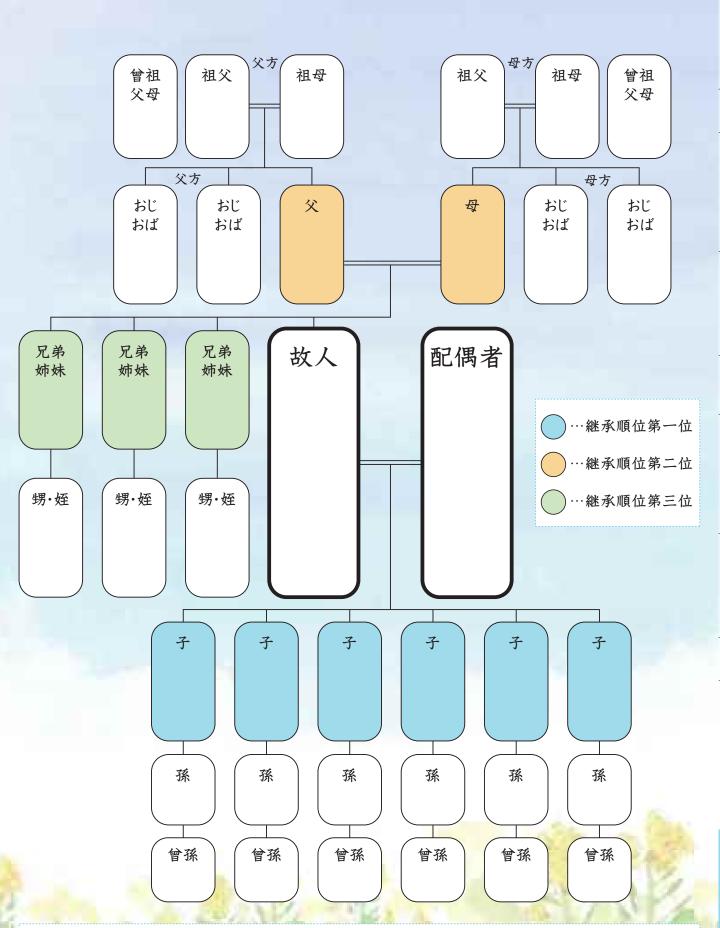




その他

◇ご遺族メモ / 故人の財産について

	武士 lih	夕 兰 1	生 +八	供土
_	所在地	名義人	持ち分	備考
不動産				
産				
	金融機関名	支店名	金額	備考
預				
預貯金				
並				
	79 A).	ولار بال)ロ kb 1日 ーノ kb	والم المقدر
その	名称	内容	保管場所等	備考
その他の資産				
資				
産				
借	借入先	金額	返済方法	備考
借入金・ローン				
金·口				
	四 及 人 山	在此 上点	12 To 1	} \
五命程	保険会社	種類•内容	受取人	備考
険				
生命保険·損害保険				
保険				
	基礎年金番号	種類	受給金額	備考
公的				
公的年金				
金				
畑	カル	平旦 計旦做	垃 从 Δ 端	胜 ⊉
個人年金·企業年金	名称	番号·記号等	受給金額	備考
☆				
企業				
中				
	'			



被相続人や相続人の関係を法務局に証明してもらう制度として法定相続情報証明制度があります。(P29参照)

10. 野田市斎場・野田市関宿斎場について

◆使用の申し込み

- (1)斎場の使用申込は斎場予約システムにて行ってください。
 - ※斎場予約システムで予約が行えない場合は、市民課にご連絡ください。
- (2)市民課・関宿支所、南・北・中央・愛宕駅前出張所窓口で死亡届を提出することで、許可証を交付します。土曜日・祝日・夜間は、市役所守衛警備員室でお受けします。

◇開場時間と休場日

施設名	開場時間	休場日
火葬場	午前8時30分から午後5時まで	1月1日
式場	午前9時から午後5時15分まで ただし、通夜の執行及び告別式等の準備に 要する時間まで延長可。	1月1日

◆使用料

- *「市内の方」とは、亡くなられた方が死亡時において野田市の住民基本台帳に登録されていた方をいい、「市外の方」とはそれ以外の方をいいます。
- * 霊安室は野田市斎場のみです。(野田市関宿斎場にはありません。)

【火葬】

区 分	単 位	市内の方	市外の方		
15 歳以上	1体	無料	83,000 円		
15 歳未満	1体	無料	66,000 円		
死産児	1胎	無料	37,000 円		
改葬遺骨	1体	300 円	38,000 円		
身体の一部	身体の一部 1個		33,000 円		
胞衣・産じょく汚物など	1kg(1kg 未満切上)	300円	30,000 円		

【式場】

		市内の方		市外の方				
利用時間	午前9:00~ 午後3:30	午後3:30~ 午後9:00	午後9:00~ 午前8:30	午前9:00~ 午後3:30	午後3:30~ 午後9:00	午後9:00~午前8:30		
野田大	16,500 円	16,500 円	3,300 円	53,620 円	53,620 円	10,720 円		
野田小	8,800 円	8,800 円	2,200 円	28,600 円	28,600 円	7,150 円		
関宿	8,800 円	8 <mark>,800</mark> 円	2,200 円	28,600 円	28,600 円	7,150 円		
祭壇	5,500円	5,500 円		17,870 円	17,870 円			

区	分	市内の方	市外の方
待合室	通夜・告別式等 3時間以内	3,300 円	10,720 円
10 6 至	火葬の場合 2時間以内	無料	無料
霊 安 室 (野田市斎場のみ)	1棺48時間以内	1,100 円	7,150 円

◇使用の際のお願い・注意事項

- (1) 火葬の予約時間は厳守してください。
- (2) 棺内には、次の物品などを入れないでください。
 - ・プラスチック製品、寝具類、ガラス製品、貴金属製品、危険物類、その他燃えにくいもの
 - ・心臓疾患などでペースメーカーのある方は、納棺前に取り除いてください。なお、取り除くことができない方の場合は、火葬前に斎場職員へお伝えください。
- (3) 待合室内はセルフサービスです。片付けは利用者の責任でお願いします。
- (4) 飲食物の持ち込みは自由ですが、飲食物の残り物、容器などのごみは必ずお持ち帰りください。
- (5) 湯沸室の湯茶具、コップなどは、使用後洗って元の場所に戻してください。
- (6) 通夜の利用時間は午後9時までで、仮眠者を除いてお帰りいただきます。
- (7) 仮眠室は和室6畳ですので、泊まる人数は調整してください。なお、寝具類はありませんので、 各自でご用意ください。
- (8) 職員に対する心付けなどは固くお断りします。
- (9) 式場等使用許可証・火葬許可証などの発行後、使用料の返還はできませんのでご了承ください。
- (10)午後9時以降式場内は火気厳禁となるため、焼香はできません。

【野田市斎場の注意事項】

- ・設置できる花輪は5基以内です。
- ・祭壇の組立・片付けは利用者で行ってください。

【野田市関宿斎場の注意事項】

- ・設置できる花輪は10基以内です。
- ・木魚を除き、祭壇、焼香台など式関係のものは一通りそろえてあります。
- ・式場を利用する場合は、午後2時30分の火葬はできません。また火葬場での最後のお別れは、 家族のみとなります。

【斎場の利用に関するお問い合わせ】 野田斎場 04-7122-3017 野田市関宿斎場 04-7196-3301

【その他斎場に関するお問い合わせ】 野田市役所市民課 庶務課 04-7123-1081

案 内 図

◇ 野田市斎場

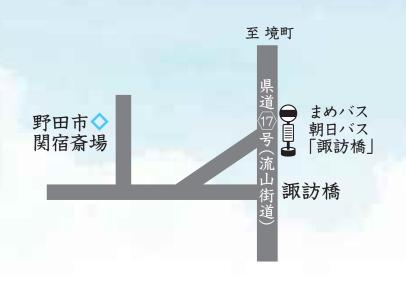


〒278-0001 野田市目吹7番地の1 電話 04-7122-3017 FAX 04-7123-6424

【交通アクセス】

東武野田線(東武アーバンパークライン) 野田市駅にて 降車タクシーで 9 分 まめバス中ルート「東部小前」バス停から 徒歩 10 分 茨急バス「柳沢」バス停から 徒歩 20 分

◇ 野田市関宿斎場



〒270-0215 野田市中戸496番地 電話 04-7196-3301 FAX 04-7196-3301

【交通アクセス】

まめバス関宿城ルート諏訪橋バス停から 徒歩8分 朝日バス諏訪橋バス停から 徒歩9分

動物火葬(ペット火葬)について

野田市斎場では、大切なペットを亡くされた場合、火葬を行うことができますのでご予約の上お越しください。予約は電話(休場日を除く毎日)でお受けします。 詳しくは、野田市ホームページをご覧ください。

野田市斎場 ☎04-7122-3017

11. 郵便による戸籍証明書等の請求方法

以下は野田市に請求する例です。市区町村により必要書類が異なる場合があります。 **請求前にかならず本籍のある市区町村にお問合せください**。

◆ 用意するもの

- ① 請求書 (本書 P44 をコピーしてご利用ください) 次ページの記載例を参考に必要事項を記入してください。
- ② 手数料(郵便定額小為替)

郵便局で購入してください。

③ 返信用封筒

返送先、氏名を記入し、切手を貼り付けてください。

④ 本人確認書類

氏名と住所または氏名と生年月日がわかるもののコピーを同封してください。

①から④を本籍のある市区町村に郵送してください

◆ ①請求書について

請求する方 住所、電話番号、氏名、生年月日を記入してください。

電話番号は日中連絡がとれるものを記入してください。

必要な戸籍本籍、筆頭者氏名を記入してください。

ひとり分(抄本など)が必要な場合は、その方の氏名も記入してください。

① 請求書

③ 返信用封筒

④ 本人確認書類

② 郵便定額小為替

本籍地へ郵送する

必要な方との関係本人、その配偶者、直系尊属、直系卑属以外の方が請求する場合は、

委任状が必要となります。

必要な証明書等
必要な証明書の欄に必要通数を記入してください。

使用目的及び提出先 使いみちを具体的に記入してください。

◆ ②手数料について

郵便定額小為替を無記名で同封してください。

手数料は各市区町村により異なりますので、本籍地にお問合せください。

~野田市の例~

戸籍全部(個人)事項証明書450円戸籍の附票(除票)300円除籍全部(個人)事項証明書750円身分証明書300円改製原戸籍謄(抄)本750円受理証明書350円

戸籍一部事項証明書 証明事項1事項につき 350円 除籍一部事項証明書 証明事項1事項につき 450円

◆ ③返信用封筒について

返送先、宛名を記入し、切手を貼り付けてください。返送先は、原則、現住所となりますが、現住所と返送先が異なる場合は、氏名と返送先がわかる確認書類を同封してください。

◆ ④本人確認書類について

氏名と住所の確認ができる書類(期限内のもの)のコピーを同封してください。

本人確認ができる書類

- ①マイナンバーカード②運転免許証③住民基本台帳カード④在留カード⑤特別永住者証明書
- ⑥旅券⑦健康保険証(被保険者等記号・番号をマスキングしたもの)⑧介護保険証
- 9年金手帳10年金証書

(①~⑤までは、1点 ⑥~⑩までは、2点コピーしたものを同封してください。)

戸籍証明書等の請求書 (郵送用)

(<u>あて先)</u>								
					令和	年	月	日
◆ 請求	する方							
	〒 –							
住所								
		口土、	±40.4×-	. — т	_ /	,		
ふりがな		<u> </u>	<u>連絡がつ<</u> 	電話番	Ĭ Ì)		
- A				上 年 月日	明大平市	左	F 月	日
氏名					令 西		, /3	
	*法人の場合は社印また な 戸籍	ま代表者のほ	りが必要で	す。	•			
▼ 必安	<u>'み尸相</u> 							
本 籍	i							
ふりがな	:		ふりがな					
筆頭者氏	名		必要な方		頭者に同し	ێ		
戸籍の始め 書かれている		ſ	の氏名 抄本等の場合	:]				
生年月日		月日	生年月日		·昭·平·令		年 月	1 月
◆ 必要	な方と請求する方との関係	(あては	まるもの	に図を	してくだ	ごさい)		
□本人	□ 配偶者 □ 父·母	□ 袓	l父·祖母		子·孫	□他	()
*あては	 まらない場合はお問い合わせくだ	 さい。請求 <i>0</i>)理由を詳	 しく記入 ⁻	 する必要 <i>た</i>	バあります	-	
*申請す	る戸籍で関係の確認がとれない場	合は、確認が	バできる資	料を同封	してくだる	さい。		
▲ .公面:	かst四事体/ロに向右し M	米ℎ <i>士</i> :=コュ	L アノナ	<u>"</u> +1,\	(\ +	7.1.1.L
	<u>な証明書等(□に図をし、通</u> ☆報恵項証明書/豆籍謄本)	致を記入 通			<u>し</u> 全員・	/EL 1	<i>)</i> L	<u>2ツト</u> 通
□ 戸籍	全部事項証明書(戸籍謄本)							
	個人事項証明書(戸籍抄本)	通)除票(全			<u>通</u>
 □ 除籍	全部事項証明書(除籍謄本)	通	●附示よ/		徐票に記載が 筆頭者氏名	必要なもの□ 在	外選挙人	登録地
	個人事項証明書(除籍抄本)	通	□身分	証明書	※本人以	外は委任	E状	通
□ 改製原	戸籍 謄本 ・ 抄 本	通	□ 受理	証明書(届)		通
□ 戸籍(除籍)一部事項証明書	通	届出	年月日(年	月 日)		,112
必要な	(事項()	坦	□届書	記載事項	証明書(届])	
□ その他	h/)	通	届出	年月日(年	月 日)		通
証書No.l								
* 必要な証明書等に関して要望や説明があれば記入してください。 (※) 身分証明書は、本人以外が請求する場合、委任状が必要となります。								
(※) 身分証: 	明書は、本人以外か請求する場合、委仕	状が必要とな	ります。					
◆ 使用	目的及び提出先							
	で使用() <i>ത</i>	出生かり	う死亡	まで

- * 偽りその他不正な手段により交付を受けた場合は、30万円以下の罰金に処せられます。 * プライバシーの侵害等につながるような不当な請求には応じられません。 * 請求の際には、身分証明書の写し、返信用封筒、手数料(郵便定額小為替)を同封して下さい。

戸籍証明書等の請求書

ア精証明音寺の調水音 (_{郵送用)}										
(<u>あて先)</u>		令和 ○○年 ○○月 ○○日								
◆ 請求する方										
	= 278 − 8550									
住所	千葉県野田市鶴奉7番地の1									
2.115848	日中連絡がつく電話番号 04(7125)1111									
 氏名	<u>のだはなこ</u> 野田 花子 生年月日 関サカー 〇〇年〇〇月〇〇									
◆ 必要										
本 籍		番地1								
ふりがる		☑ 筆頭者に同じ								
筆頭者氏		▼ 単現有に凹し								
戸籍の始め	(抄本等の場合)									
生年月日		明·大·昭·平·令 年 月 日								
	な方と請求する方との関係(あてはまるものにぼ									
□ 本人	☑ 配偶者 □ 父·母 □ 祖父·祖母	□ 子·孫 □ 他()) · · · · · · · · · · · · · · · · ·								
	まらない場合はお問い合わせください。請求の理由を詳しく									
*中請 9	る戸籍で関係の確認がとれない場合は、確認ができる資料を	:问封し(くたさい。								
◆ 必要	な証明書等(□に図をし、通数を記入してくださ	い) (1) セット								
✓ 戸籍	全部事項証明書(戸籍謄本) 通 □ 戸籍の附	票(全員・個人) 通								
	個人事項証明書(戸籍抄本) 通 口 戸籍の附	票の除票(全員・個人) 通								
□ 7△☆☆		票の除票に記載が必要なものに図してください。 本籍・筆頭者氏名 □ 在外選挙人登録地								
│ ☑ 除籍	個人事項証明書(除籍抄本) 通 口 身分証明	書 ※本人以外は委任状 通								
☑ 改製原戸籍 謄本・ 抄 本 通 □ 受理証明書(届)										
□ 戸籍(除籍)一部事項証明書 温出年月	通 日(年 月 日)								
必要な	正事項() 通 □ 届書記載	(事項証明書(届)								
□ その他	届出年月 通 証書No.〔	I日(年 月 日) 通 〕								
	证明書等に関して要望や説明があれば記入してください。 明書は、本人以外が請求する場合、委任状が必要となります。	·								

◆ 使用目的及び提出先

相続で使用(

太郎

)の出生から死亡まで

- * 偽りその他不正な手段により交付を受けた場合は、30万円以下の罰金に処せられます。
- * プライバシーの侵害等につながるような不当な請求には応じられません。
- * 請求の際には、身分証明書の写し、返信用封筒、手数料(郵便定額小為替)を同封して下さい。

委 任 状

(宛先) 野田市	長				(記入日)	△ £⊓	年	月	日	
【本人(委任者))]				(ロレノヘロ /	InΨΠ	+	Л	Н	
署 名:	-			(FI)	(亡くなら	れた方と	≤の関係	系:)
住 所:					· - · · · ·					
生年月日:	———— 年	月	日	日中	 の連絡先電話	 括番号:				
【代理人(来庁	者)】									
氏 名:					(亡くなら	れた方と	 _の関係)
住 所:										
生年月日:	年	月	日	日中	の連絡先電話	話番号:				
私は上記代理。 (委任内容)委(牧可)					
世帯主の変更/ ・住民票の写しの ・住民票の写し。 ・住民票の保 (当時の住所 ・対象者 [・記載項目 [※注意:マイナン 住民票の	野田市 一世帯全員 [一本籍・筆頭者 一個人番号(マッパー・住民票コの除票にはマイ	引すること : ・記載 : ・記載 : : : : : : : : : : : : :	事項証明書 -部 (氏名 - 続柄 口 住民 - 記載の住民 - で記載する。	•		を療制度(葬 手続に関する 手続に関する ての医療・手 切の手続に は車体番号 での廃車申 転車または	終費)の ること ること 手当の申請 に関するこ 申請に関す 小型特殊	手続及び 青・受領に こと けること 自動車に	受領に関	すること
筆頭者: 必要な証明書 附票の記載項 ※連続した戸籍 □(□(目 □ 本 や <mark>附票、必要な</mark>)例(:)か	父·太郎) <i>0</i> vら(ン 以下に必要事項 ()の)までの伯	通 生外選挙人登録地 と <mark>通数もご記入</mark> の出生から死亡まで 所の記載のあるM	ください。 での連続した		本を各	通	
	自身の本人確認 またはBから2点	図書類(コヒ ご持参くだ	ピーや有効期間 さい。	砂れは不可)をお		 D顔写真付 <i>の</i>)もの			 7
									1	

- ●記入の際は、鉛筆、シャープペンシル、消せるボールペンでの記入はしないでください。
- ●委任事項について、委任者に電話で確認させていただく場合があります。

委任 状【記載例】

(宛先)野田市長		
		(記入日) 令和 ○○年 ○○月 ○○日
【本人(委任者)】		
署 名:野田 花子	(P)	(亡くなられた方との関係: 妻)
住 所:千葉県野田市鶴奉7番地の1		
生年月日:昭和〇〇 年 〇 月 〇 日	日中の連絡	8先電話番号: 000-000-000
【代理人(来庁者)】		
氏 名:野田 次郎		(亡くなられた方との関係:子)
住 所:千葉県野田市東宝珠花237番地1		
生年月日:平成〇〇 年 〇 月 〇 日	日中の連絡	各先電話番号:○○○-○○○-○○○
(委任内容)委任内容に必ずチェックをしてくださる おくやみコーナーの利用に関する一切の権限 世帯主の変更届に関すること 住民票の写しの請求・受領に関すること・住民票の写し 通・記載事項証明書・住民票の除票 1 通 (当時の住所 野田市・対象者 ☑ 世帯全員 □ 世帯一部(氏名・記載項目 ☑ 本籍・筆頭者 ☑ 続柄 □ 履歴□ 個人番号(マイナンバー) □ 住民票コ・※注意:マイナンバー・住民票コードが記載の住民票の写住民票の除票にはマイナンバーを記載することに 戸籍に関する証明書の請求・受領に関すること 本籍: 野田市鶴奉7番地の1	通	国民健康保険(葬祭費)の手続及び受領に関すること 後期高齢者医療制度(葬祭費)の手続及び受領に関すること 国民年金の手続に関すること 介護保険の手続に関すること 子ども・子育ての医療・手当の申請・受領に関すること 税に関する一切の手続に関すること 標識番号または車体番号 の車両に対しての廃車申請に関すること (原動機付自転車または小型特殊自動車に限る)
筆頭者:野田 太郎 必要な証明書(戸籍謄本、除籍謄本、改製原戸籍謄本 附票の記載項目 □ 本籍・筆頭者 ※連続した戸籍や附票、必要な項目がある場合は、以下 ☑(父・太郎)例(父・太郎)の相続のため、(□()から(□()について記載のあるもの	□ 在ダ に必要事項と記 太郎	1通 外選挙人登録地 <mark>通数もご記入ください。</mark>)の出生から死亡までの連続した戸籍謄本を各 1通 fの記載のある附票を 各 通

- ●委任状は本人(委任者)自署が原則です。(代理人が記入する項目はありません。)
- ●代理人の方は、ご自身の本人確認書類(コピーや有効期限切れは不可)をお持ちください。

下表のAから1点またはBから2点ご持参ください。

- A マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、身体障害者手帳、在留カード など官公署発行の顔写真付のもの
- B 健康保険被保険者証、介護保険被保険者証、年金手帳、年金証書、社員証、学生証 など氏名が確認できるもの
- ●記入の際は、鉛筆、シャープペンシル、消せるボールペンでの記入はしないでください。
- ●委任事項について、委任者に電話で確認させていただく場合があります。

発 行 野田市市民生活部市民課編集/制作 株式会社鎌倉新書 発 行 年 令和6年4月発行

- ●本冊子は、冊子内に広告を掲載している企業の協賛により市に寄贈されています。
- ●広告主及び広告内容を野田市が推奨するものではありません。広 告内容に関する質問は、直接広告主へお問合せください。
- ●行政の業務に関するお問合せは、野田市役所各担当課までお問合せください。
 - ※掲載内容は、令和6年3月現在のものです。発行後、制度改 正などにより、内容が変更になる場合もありますのでご了承 ください。

